

## 第63回愛知県国土利用計画審議会会議録

### ○日時

平成29年11月20日（月） 午後3時から午後4時40分まで

### ○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

### ○出席した委員（五十音順敬称略）

|      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 生田京子 | 内田智美 | 小川秀樹 | 倉持香苗  |
| 武田美恵 | 竹中千里 | 都築紀理 | 寺西むつみ |
| 中塚正輝 | 増田理子 | 三浦孝司 | 宮脇勝   |

（12名）

### ○出席した幹事

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 振興部土地水資源課長（事務局兼務） | 政策企画局企画課長（代理）     |
| 環境部自然環境課長（代理）     | 産業労働部産業立地通商課長（代理） |
| 農林水産部農業振興課長（代理）   | 農林水産部農地計画課長（代理）   |
| 農林水産部林務課長（代理）     | 農林水産部森林保全課長（代理）   |
| 建設部都市計画課長（代理）     | 建設部道路維持課長（代理）     |
| 建設部河川課長（代理）       | 建設部住宅計画課長（代理）     |
| 建設部建築指導課長（代理）     | 企業庁工務調整課長（代理）     |
| 企業庁研究施設用地開発課長     |                   |

### ○出席した事務局職員

|             |      |
|-------------|------|
| 振興部長        | 野村知宏 |
| 振興部土地水資源課長  | 榎本憲樹 |
| 振興部土地水資源課主幹 | 伊神裕人 |
| 課長補佐        | 原聡秀  |
| 主任主査        | 鈴木系一 |
| 主事          | 加藤千佳 |
| 主事          | 田中見佳 |

1. 開会（事務局：榎本土地水資源課長）

2. あいさつ

野村振興部長

3. 議題

（1）会長の選出について

委員の互選により、竹中委員が会長に選出された。

竹中会長は、秀島委員を会長職務代理者に指名した。

竹中会長は、生田委員及び内田委員を会議録署名人に指名した。

（2）愛知県土地利用基本計画の変更について

ア 説明

資料により、原土地水資源課長補佐が変更案について説明した。

イ 質疑

○諮問案件に関する質疑応答

（竹中会長）

知多市の案件は、航空写真で見ると、南西側は住宅ですけど、北東側はまだ農地が続いているという状況ですが、ここにおける土地区画整理というのはどのように進んでいくのか、ご説明いただいてもいいですか。

（都市計画課）

知多市の新南地区について、北の方にまだ農地が広がっています。ここは工業系の区画整理になりますが、ここをどうして区画整理していくのかといいますと、これまでものづくりを中心として発展してきた本県が、今後さらなる飛躍を遂げるためには、既存産業の高度化を進めるとともに、次世代産業の創出を図ることが必要ということで、その創出を支える新たな産業用地の確保を進めていかななくてはいけないと思っております。

この地区につきましては、既存のストック、具体的に言いますと、西側に地域高規格道路であります西知多道路の IC がございまして、非常にポテンシャルが高い。また西側、臨海部には、大きな工業地帯が広がっておりまして、それとの連携も図れるということでもあります。特に、このあたりは地主さんの農業を続けていくという意向も低いようですので、区画

整理をして産業系の利用を主にしていきたいというように考えている所でございます。

(竹中会長)

それでは、まだ残る農地もいずれは、産業を含む用地のような形で整備していくという計画なののでしょうか。

(都市計画課)

知多市の中では産業系のニーズは高く、市のまちづくり構想上は拡大工業エリアとなっており、候補ではありますが、現時点では具体的に決まったものではございません。

(竹中会長)

道沿いに開発した方がいいのかなと思ったのですが、そうではなくて奥行きをもってやってみえるのだなと不思議に思ったものですから。

(三浦委員)

今の新都市計画法というのは、スプロール化をなくそうという目的で、昭和 43 年に改正されて、昭和 45 年に市街化区域、調整区域というものが設定されたと記憶しております。

それを 40 年 50 年近くたって、市街化区域の中の住居専用地域にしても工業専用地域にしても、100%の充足率であって、逆に市街化調整区域の中にスプロール化をさせてどんどん産業用地を作っています。その辺に、昭和 43 年の新都市計画法の改正と今の思いとまるきり違ってきて、逆転をしていると。スプロール化し、そして街道沿いに工業用地を作ってしまう、計画性のない土地利用になってきていると思うのですが、その辺について、どういう見解を持っておられるのかを聞きたいのですが。

(都市計画課)

いま委員が仰いましたように、昭和 43 年に新都市計画法に改正されました。

仰いますとおり、三大都市圏への人口集中、それに伴いスプロール化していくという中で、市街化区域と市街化調整区域を分けて、開発するところとしないところを明確にしていくとする一方、調整区域内において、開発行為を例外的に認める措置も作られました。基本的には、工業用地を新た

に確保していくには市街化編入してやっていくのが都市計画担当としては第一だとは思っておりますが、場合によっては、郊外において計画的な市街化に影響を与えないところでは、一部、開発許可というやり方を使っております。例外というのが非常に大きくなってしまっているというのが、若干感じるところではございますが、基本的には市街化区域に編入して工業系の利用をしていくというのが我々の考えではございます。

(三浦委員)

市街化区域の中の工業専用地域というのは、どれくらい充足率があるのかということは、たぶん把握していると思いますが、私は何年も前からほとんどゼロだと思います。それを放棄したような形で、調整区域の中でどんどんやらせているというのが今の都市計画法で、逆にいうとスプロールを助長させているのが現実だという思いがしますが、どのような思いでおられるのでしょうか

(都市計画課)

さきほどもお話をさせていただきましたが、例外規定である開発許可が若干多くなっていると感じるところではあり、制度趣旨に則り、運用されることが必要だと考えております。

(三浦委員)

例外ではなく、常態化しているのが現実ではないでしょうか。それを何らかの手も打たないというのも、どういう思いでおられるのかということがお聞きしたい。

(都市計画課)

例えば、調整区域地区計画をかけて開発許可を行い、工業用地にしたところについても、入れられるところは、後追いにはなりますが、市街化区域に編入していったりしております。一部スプロール的に見られるのはやむを得ないところもありますが、接道や排水など一定の水準は保たれていると考えます。

(事務局)

土地水資源課から捕捉させていただきます。  
いろいろな開発案件を見ておりますと、郊外地のところに新しい道路がで

き、そういうところから IC を中心とした新たな需要も生まれてきます。調整区域は調整区域として基本的には調整しておりますが、そういう新たなインフラができたときには、新たな利用に応じて、土地の形態に応じて、計画的にやっているということです。

(三浦委員)

計画的なまちづくり、地域づくりとっておりますが、現実には、本当にその趣旨に沿って今の都市計画法が施行されているのでしょうか。

例えば豊田市では、街道沿いの条件が揃ったところだけをどんどん、間口だけを使ってしまい、その裏側というものは、ある意味、盲地にしてしまっています。それが計画的なまちづくり、良好なまちづくり、地域づくりか、ということが一番言いたいと思います。

(竹中会長)

全体の計画が見えないというか、全体のビジョンが見えないというのはいつも思っております。なので、その辺の説得性のあるご説明をお願いしたいと思うところです。

#### ○報告案件に関する質疑応答

(増田委員)

豊田・田原森林地域の縮小ですが、森林を伐採して、あちこちで太陽光発電施設用地に転用されるのは、いかがなものかと思えます。

土地利用専門ではないので、規制についてなんらかのことを言うことはできないのですが、こういう勝手なことを、これいいからということでやっている企業さんも多いです。これは本当に環境にいいのかどうなのかということを、県が指導していただくなりしていただけた方がいいのではと思います。

特に、田原のところ、自然再生可能エネルギーの場所で、風力発電をやっています。太陽光パネルの上に、風力発電の影がのっているのがわかりますが、こういう開発は、土地利用としてはどうなのかということを言うような法なり、指導なりがないかということ伺いたい。

(事務局)

確かに、増田委員が仰いますとおりのことは思っているのですが、一方で、土地所有者として財産権の行使といった側面がございますので、そういったことに十分配慮しながら、また、私共といたしましては、住民への計画の周知徹底を図るような形で、事業者を強く指導しているところでございます。

太陽光パネル自身が、建造物ではないものですから、建築基準法、都市計画法がかからないという点がございまして、今の段階で、森林を切るなとか、そのような規制は難しいと思っております。

(竹中会長)

太陽光パネルの耐用年数は20年くらいと言われていています。20年続けるつもりで皆さん始められますが、トラブルや災害が起こった時に、こういう施設について、本当に責任をもって最後まで見てくれるのだろうかという懸念がいつもあります。

県としてもガイドラインなりを作って、ちゃんとフォローしていただけたらと思うのですが、何かありませんでしょうか。

(事務局)

森林を伐採して、太陽光パネルを設置するという案件が出てまいりますと、我々も忸怩たる思いではあります。しかしながら、事業者から、資源エネルギー庁で定めておりますガイドラインにのっとった計画が出てきますと、こちらとしては準則的に、公平的に取り扱うしかありません。それぞれが森林法なり砂防条例等々の基準に合致したものであれば、準則的に手続きを進めていくしかないというのが現状でございます。

ガイドラインについてですが、山梨、長野ではもっと多くパネルが設置され、環境問題なり住民運動なりが大きく生じている所もございます。そういう動きを受けまして、資源エネルギー庁の方で、FIT法の改正を行いまして、それに伴って平成29年3月にガイドラインを定めております。設置の計画から最後の撤去、リサイクルまで、全体の20年間の最後までを見据えた計画を出させまして、それをもって認定していくというようになりましたので、当初の頃よりは改良されていると思っております。

ウ 結論

(竹中会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

(3) その他

○愛知県土地利用基本計画に係る情報提供について

ア 説明

資料により、伊神土地水資源課主幹が説明した。

イ 質疑

(増田委員)

この場所は沢筋で、シデコブシとか、かなり色々なものが生えておりまして、本当なら開発してほしくないようなところですよ。

計画によると、全部削って平らにするということで、今後土砂が出てきたり、集水域がずいぶん変わるものですから、大きな川の方に土砂が流入する可能性もあります。そうすると土砂運量の件でも、川の方に負担がかかたりする可能性もあるのではないかと思います。そういったところも、地域の人たちにも色々考えてもらう必要があるのではないかと思います。

ここには貴重なものがたくさんありまして、本来なら、自然環境を専門としている者としては、開発等を制限してもらいたいところです。あまり計画が公になっていないものですから、反対運動がなかなかできないということ、地域の人たちも言うておりましたので、ちょっと問題があるところかなとは思っています。

(竹中会長)

事業面積が75ha以上だったら、環境アセスの案件になってくるのですよね。それを1ha下回るわけですが、どこも環境アセスみたいなことをやらないことになってしまうのか、あるいは、それなりに一応は考えるのでしょうか。

(事務局)

アセスぎりぎりの計画につきましては、いまのところ、これ以上拡大するという計画は聞いておりません。

こういう場所につきましては、アセスにはかからないのですが、四季調査で、いろんな動植物の動向を調査するというのも義務付けられています。その結果をもって、保全すべきところ、あとは貴重種が生息している場所を、ある程度保全する、あるいは、移設するといった計画、土砂の

流出であるとか、洪水の調整等々の計画を出させまして、準則的に行っていくことになるのかと思います。

(竹中会長)

調査結果が出たときに、どこかの委員会でチェックするのですか。それとも県の職員がチェックされるのか、いかがでしょうか。

(森林保全課)

森林法を所管しておりまして、アセス関係は所管じゃないのですが、森林法の林地開発許可の過程で報告を受けておりますので情報提供させていただきます。

1年間の通年調査を行いまして、学識者の方に、意見を聞いた結果で、保全計画を作っております。具体的には、真ん中の沢筋はなるべく森林を残すという計画が森林法の手続きの中では出されておりました。

(増田委員)

それはどのくらい確たるものなのでしょうか。

前に、住宅地開発で愛知県の方から依頼を受けて見に行ったところは、結構いいものがたくさんあったものですから、この木は残してほしいという意見書を出しました。しかし、結局全部刈り取ってしまったということがありまして、どの程度の拘束力があるものなのでしょうか。

(森林保全課)

森林法では自然環境の関係は許可条件とはなっておりませんが、その過程でできた土地利用計画で許可をしておりますので、残すとした森林を改変してしまうと、許可条件違反となり、森林法としても指導していくことになります。

こちらについては、ものすごく貴重な生物は見つからなかったのですが、今ある谷筋を残すことで、今生息している生き物も、一応は生きていけるだろうというような返事をもらったとは聞いております。

(増田委員)

たぶん、ほかのところを削ったら、沢筋のところを残してもだめだと思います。そこの一部を残しても周りが全部削られて、元々水を吸収しているものが全部なくなり、だだ漏れの水が入ってきてしまいます。生息環境



としてはあまり良くなってしまうので、かなり厳しく指導していただきたいと思います。

(竹中会長)

その点、自然環境課の方では何かご指導されたりするのでしょうか。

(自然環境課)

この件に関しては、自然環境課の中でも、担当が異なりますが、その担当で見ていると思っておりますので、課としてチェックしていきたいと考えております。

(武田委員)

右下の方に、農業地域と書いてある部分だと思うのですが、こちらの方に、さきほどの谷筋の、沢の水が流れてきて、それを農業に利用しているのではないかということが考えられるのですが、そちらの方への影響はどのようなのでしょうか。

(森林保全課)

地形的に左上の方に下る地形になっていまして、川下にあたるのが左上になっています。右下はちょうど栗園があるのですが、こちらについては特に影響はないということになります。

(武田委員)

水の流れが違うということと、もう一つはこの辺りの農業地域というのは、水田というよりも畑なのでしょうか。

(森林保全課)

そうです。観光用の栗園が昔からありまして、いまは休園しているようですが、まだ栗の木自体は残っていると思われれます。

(武田委員)

観光用で、現在は利用されていないということなので、今後、野生化して、森林化していくところなのですか。

(森林保全課)

森林区域に入っておりますので重複していると思います。

(武田委員)

こちらに太陽光発電の施設を作ったとしても、農業には関係ないのでしょうか。

(森林保全課)

こちらについても、もし計画が上がれば、1ha を超える森林の開発であれば許可が必要ということになります。

○豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の進捗状況について

ア 説明

資料により、浅井研究施設用地開発課長が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

東工区、中工区は造成が進んできているということですが、この中にイノシシやシカはいなかったのでしょうか。獣害対策というのはどのようにやっているのか教えてください。

(研究施設用地開発課)

この事業地全体で、どのような動物がいるかということにつきましては、環境調査の中で調べておりました。シカとかイノシシにつきましても、生息しているということは確認されております。ただ、その頭数全体の把握はできておりません。

次に、獣害対策でございますけれども、これまで、事業地内にイノシシ用の檻を設置しまして、捕獲に努めております。

(三浦委員)

これだけの用地を開発して、イノシシやシカの生息地を無くしてしまい、追い出されたイノシシやシカはどこに行ったのでしょうか。たぶん用地外に行ったものもいるだろうし、先日この現場を見に行った人からはシカがピョンピョン跳ねていたという話も聞きました。木材をチツ

ブ化したものの、それをイノシシが散らかして大変なことになっているという話も聞いたのですが、それ以上に、地域の方に追い出してしまったのではないのかということが一番懸念されるのですが、その辺の対策というのはどのようにしてやっておられるのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

檻を設置しているということを申し上げましたが、今年になって、特に昨年度と比べますと事業地に設置した檻の中で、イノシシが捕獲される事例が非常に多くなってきております。

前々から、地域の猟友会の皆様と檻を設置する場所等を相談しながらやっております。また、当事業に環境監視委員会を設置しており、その中の哺乳類の先生とも相談をしております。哺乳類の先生からも、まずは猟友会としっかりと話し合っただけという事でございますので、そのように進めていきたいと思っております。

(三浦委員)

4年も5年も開発を進めていて、まだ20頭そこそこのイノシシを捕まえただけという話を聞いております。シカはまだ1頭も捕まえていないし、地域にどんどん追い出してしまったのではないのでしょうか。そういうものはどうするのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

今年度は22頭、これまでに捕れているということでございまして、昨年度は7頭捕れております。シカについても、大きいのは今のところ捕れておりませんが、小鹿については檻の中に入ってきているものがあります。

事業地で、8基、檻を設置しておりますが、設置した場所によっては捕れているところ、捕れてないところありますので、捕れてない場所につきましては、猟友会とも相談しながら移設をしている所でございます。

(三浦委員)

それは敷地の中の話ばかりです。敷地外に追い出したものはどうするのでしょうか。どんどん開発して追い出してしまっただけのところにいたイノシシやシカのねぐら、餌場はどこにあるのでしょうか。

自分たちの敷地の中のものをつらえただけの話で、それが獣害対策にな

っているのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

今のところは、できることをやってきているということで、先ずは、事業地内の対応とか、そういうところを補強していきたいということでやっております。

(三浦委員)

どんどん拡散していくだけで、地域に大きく迷惑をかけているのではないのでしょうか。新東名を走ると、シカ出没注意の表示が増えています。だから先日、工事を止めて、獣害の対策をきちんとしてからやってほしいと伝えました。

高速で車が走っているにもかかわらず、シカやイノシシが跳び出てくるようなテストコースは、極めて危険である。

(竹中会長)

深刻な状況にあるということで、周辺の住民の方々から、獣害についての苦情は入ってきていないのですか。

(研究施設用地開発課)

こういう問題が起きて、現場で工事をやっております事務所に確認しましたが、直接は入ってきていないと聞いております。

(竹中会長)

ただ、申し出先がわからないので出てこないのかもしれないので、県として一回、周辺の調査をしたらいかがですか。

(研究施設用地開発課)

はい、そうですね。猟友会の人は、特に地元の人が多いので、猟友会とも相談しながら、実際どういう問題があるのかということは把握したいと思っております。

(竹中会長)

把握だけじゃなくて対策もぜひお願いします。

(研究施設用地開発課)

はい、できる対策はしていきたいと考えております。

(三浦委員)

どういう対策をしてくれるのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

その辺につきましては、いろいろ相談させていただきながら考えていきたいと思えます。

(三浦委員)

4年も5年も整地をやってきて、その間に何をしてくれたのでしょうか。私は、工事を止めて一度フェンスをきちんと作ってほしいと思えます。

(竹中会長)

今の三浦委員のご意見を検討いただいて、また対策をしっかり練っていただきたいと思えます。

(研究施設用地開発課)

猟友会、地元としっかり話をしながら、真摯に対応していきたい。

○立地適正化計画について

ア 説明

資料により、片山都市計画課主幹が説明した。

○所有者不明土地について

ア 説明

資料により、伊神土地水資源課主幹が説明した。

4. 閉会 (榎本土地水資源課長)